

平成 30 年 7 月 13 日

## 平成 30 年 7 月豪雨を受けた乳児用液体ミルクの取扱いについて

消費者庁は、災害救助法の適用を受けた被災地において、特別用途食品制度の弾力的な運用を措置する旨を平成 30 年 7 月 13 日に関係機関に通知しました。

### <添付資料>

平成 30 年 7 月豪雨を受けた乳児用液体ミルクの取扱いについて

#### 本件に対する問合せ先

消費者庁食品表示企画課  
担当者：芳賀、宇野  
TEL：03-3507-8800（内線 2536）  
直通：03-3507-9220

各 

|        |
|--------|
| 都道府県   |
| 保健所設置市 |
| 特別区    |

 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長  
( 公 印 省 略 )

平成30年7月豪雨を受けた乳児用液体ミルクの取扱いについて

健康増進法（平成14年法律第103号）の規定に基づく特別用途食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第1条第3号に規定する特定保健用食品を除く。以下同じ。）制度は、販売に供する食品につき、乳児用等の特別の用途に適する旨の表示をしようとする者は、消費者庁長官の許可を受けなければならない又は外国においてその旨の表示をしようとする者は、消費者庁長官の承認を受けることができる制度です。

当該制度において、母乳代替食品としての用に適する旨を表示する「乳児用調製粉乳」の許可基準を定めているところですが、乳児用液体ミルクについては、母乳代替食品としての用に適する旨を表示するための特別用途食品の許可基準が設定されていない状況にあります。

一方で、平成30年7月豪雨による被害により、被災地への食料の円滑な供給が重要な課題となっていることを踏まえ、引き続き適正な表示がなされていることが重要ではあるものの、食品の譲渡・販売の態様等を総合的に勘案し、食品の安全性に係る情報伝達について十分な配慮がなされていると判断されるとともに、消費者の誤認を招くような表示をしていない場合には、平成30年7月豪雨において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた被災地における使用を目的として譲渡・販売される、母乳代替食品としての用に適する旨を表示した乳児用液体ミルクについて、特別用途食品制度における許可及び承認を受けていない場合も、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととしますので、適切な対応方よろしくをお願いします。

ただし、アレルギー表示及び消費期限については、被災者の方々の食事による健康被害を防止することが何より重要であるため、従来どおり個々の容器包装に表示する必要があり、これまでどおり、取締りの対象となります。

なお、海外から輸入された乳児用液体ミルクを譲渡・販売する際にも、消費者の食品選択上、必要な情報が適切に提供されることが必要なため、容器包装に記載された母乳代替食品の目的や使い方、注意事項等の情報は食品に近接したポップや掲示、付属の紙などにより、消費者に提供されることが望ましく、このため、事業者等から問合せがあった場合にはその旨御指導いただくようお願いします。

あわせて、食品衛生上、開封後の飲み残しは保管しない旨、御指導いただくようお願いいたします。